

障 害 者 活 躍 推 進 計 画



令和2年4月

香 川 県 三 豊 市



障 害 者 活 躍 推 進 計 画

令和2年4月

I 総論

1 策定趣旨及び課題

本市においては、平成30年において、過去に行った障害者任免状況通報の内容について再点検を行ったところ、職員の範囲に誤りが見られ、法定雇用率が未達成であったことが発覚した。このため、令和元年を計画期間とする障害者採用計画を作成するとともに、積極的な採用活動を行い、令和元年6月1日時点では法定雇用率を達成するに至った。

令和元年6月には、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正により、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされた。

障害者雇用を進めるうえでは、障害者の活躍の推進が必要である。障害者の活躍とは、障害者一人ひとりが、能力を有効に発揮できることであり、全ての障害者が、その障害の特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることを目指し、本計画を策定するものである。

障害者である職員を含むすべての職員が働きやすい職場づくりに向けて、しっかりと取り組んでいきたい。

2 計画の位置づけ、計画期間

本計画は、「障害者雇用促進法」第7条の3に定める「障害者活躍推進計画」である。

<計画期間>

本計画の計画期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

Ⅱ 目標

1 採用に関する目標

【実雇用率】各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上

※ 参考 令和元年度6月1日時点の実雇用率：2.62%

国・地方公共団体等の法定雇用率：2.50%

<評価方法>

毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。

2 定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせない。

<評価方法>

毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況の把握・進捗管理を行う。

Ⅲ 取組内容

1 障害者の活躍を推進する体制整備

- 障害者雇用推進者として人事課長を選任する。
- 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、庁内掲示板等により周知する。
- 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

3 環境整備・人事管理

- 相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事考課面談（フィードバック）の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
- なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
- 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
 - ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
 - ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

4 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。

障害者活躍推進計画

三豊市総務部人事課

〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1

TEL 0875-73-3002 FAX 0875-73-3022

